

公 告 第 162 号  
令和 8 年 3 月 6 日

各位

U-NEXT HOLDINGS 健康保険組合  
理事長 早乙女 茂弘

## 令和 8 年度における平均標準報酬月額のお知らせ

健康保険法第 47 条の規定による、当組合の令和 7 年 9 月 30 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び令和 7 年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

### 記

1. 令和 7 年 9 月 30 日現在の平均報酬月額 399,225 円
2. 令和 8 年度における平均標準報酬月額（等級） 410,000 円（27 等級）
3. 適用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（注）上記 2. の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の令和 8 年度における上限額として適用されるものです。

以上